

ウィズコロナ経済活性化補助制度

(新型コロナウイルス感染防止対策事業・キャッシュレス決済導入補助事業・宅配サービス等環境整備事業・インターネット販売等環境整備事業・商店街等経済活性化事業)

○補助内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制しながら、地域の経済活動を持続させていくため、市内事業者が行う感染防止対策や宅配サービス等の新しい事業形態の展開等に取り組む事業者に対して、補助金を交付します。

○補助対象事業

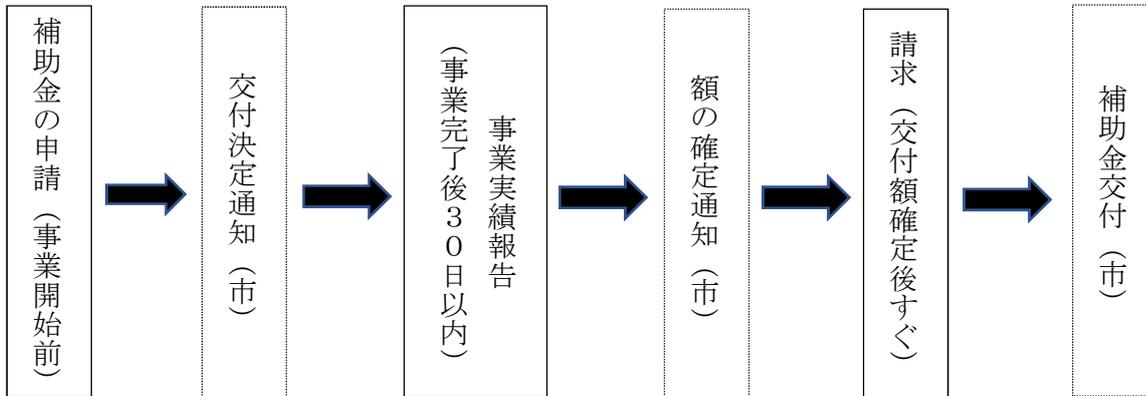
事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率・補助上限額 (千円未満切捨て)
新型コロナウイルス感染防止対策事業	市内で事業所を営む中小企業・	新型コロナウイルス感染防止のため、換気設備導入費、ビニールカーテン等飛沫対策用品、手指消毒液購入等に対する経費 ※各業界ガイドラインに基づくものを対象とします。	補助率：2/3 補助上限額 10万円
キャッシュレス決済導入補助事業	小規模事業者等	キャッシュレス決済（クレジットカード決済、デビットカード決済、電子マネー決済、QR・バーコード決済等）導入に係る初期費用及び月額の基本料金	
インターネット販売等環境整備事業	市内で商業店舗を営む中小企業・小規模事業者等	インターネット販売に要する経費（通信販売ウェブサイトの新設及び拡充に係る委託料等、ECメール等登録に係る初期費用・月額費用料）	
宅配サービス等環境整備事業	市内で飲食店を営む中小企業・小規模事業者等	宅配サービスやテイクアウトを新規または拡充する事業に要する経費（弁当容器、広報費、配送委託料、配送用自動車等借上料）	
商店街等経済活性化事業	商工団体等	商店街等の活性化につながる事業に要する経費（印刷費、広告料、需用費、食糧費（懇親のための飲食費を除く。）、謝金、使用料、抽選会等の景品購入に係る経費、委託料等）	
	NPO団体・任意組織		

重要：交付決定前に着手した事業は対象となりません。
申請は各事業ごと一度限りとなりますのでご注意ください。

○申請期限

令和5年2月28日（火）※実績報告書の提出期限は、令和5年3月末までです。
交付決定金額を上回る変更はできませんのでご注意ください。

○補助金交付の流れ



○申請時の提出書類（様式は、東根市ホームページからダウンロードできます）

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 現況写真 ※消耗品のみ購入予定のときは、実績報告時に購入品を撮影し提出してください
- (4) 事業実施に係る見積書の写し（ただし、補助対象経費のうち消耗品費が2割未満の場合は、消耗品費の見積書は省略可）、計画図及び導入設備の内容が確認できるもの（カタログや位置図）
- (5) 申請者が法人又は団体の場合は、規約、定款、会則等
- (6) その他市長が必要と認めるもの

○実績報告時の提出書類

- (1) 事業報告書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
※領収書等で経費の支出が分からないものは、対象経費と認められません
- (4) 工事明細書又は請求書の写し
- (5) 事業実施内容が分かる写真 ※マスクやティーク外容器など消耗品購入の場合も提出が必要です
- (6) その他市長が必要と認めるもの

○申請先・お問い合わせ

東根市役所 経済部 商工観光課 商工労政係
〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号 電話：0237-42-1111（内線：3112・3119）
FAX：0237-43-1151